

業務指示書

ベトナム国金融政策・経済分析予測能力向上プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年2月8日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年2月14日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：金融政策運営、経済分析・予測の実務に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／金融政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：金融政策運営の実務に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 経済分析・予測】

- 1) 類似業務の経験：マクロ経済分析・予測に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年2月17日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.005246 円, US\$1 = 117.382000 円, EUR1 = 122.707000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／金融政策
経済分析・予測

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

22.40 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年3月10日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順位第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ベトナム国金融政策・経済分析予測能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/金融政策	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 経済分析・予測	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

(1) 当該国におけるマクロ経済の現状および金融政策面の課題

ベトナムでは、2008年の世界金融危機後、為替レートの急落、外貨準備の減少と資本逃避、経済成長率の低下、また、二桁インフレといった諸問題が起こった。右諸問題に対処するため、2011年、ベトナム政府は財政・金融引締めを行ったが、急激な財政・金融引締めは企業の業績悪化・銀行の不良債権問題の深刻化を招き、同国の経済成長率は低下した。こうした背景もあって、2014年のIMF/世界銀行による金融セクター評価プログラム（Financial Sector Assessment Program : FSAP）では、財政・金融当局の政策・規制上の制約が適切なマクロ金融経済運営の阻害要因となっていると指摘されている。2011年以降、ベトナム政府は、マクロ経済の安定と成長のバランスを重視した「社会経済発展10か年戦略（2011-20年）」を採択、さらに2016年には右戦略を補完する形で「社会経済開発5か年計画（2016-20年）」を採択した。右計画には、マクロ経済安定の維持が全体目標として掲げられている。中央銀行であるベトナム国家銀行（State Bank of Vietnam: SBV）は、ベトナム国家銀行法（2010年施行、以下「SBV法」）に基づき、物価の安定を通じて上記政府方針の社会経済発展に貢献する役割を担っている。

この間、金融・為替政策に関して、2015年末までは、金融当局（財政省および中央銀行）は自由な資本移動を享受しつつも、その対ドル名目為替レートを安定させようとしてきたため、金融政策の自立性は制約されることとなった。しかし、2016年初より、より柔軟な為替政策（管理変動相場制度）を採用したことにより、金融政策当局であるSBVの政策運営自由度は増している。かかる背景の下、SBVは、為替レートに代えて物価上昇率を名目アンカーとする金融政策レジーム（インフレーション・ターゲティング〈以下、インフレ目標政策〉）に移行していく方を模索している。このインフレ目標政策への移行は、マクロ経済の安定性を高めるとして2016年に実施されたIMF4条協議においても評価されている。従来、インフレ目標値は、計画投資省（Ministry of Planning and Investment : MPI）が社会経済発展年間計画を策定する際に他の経済指標の目標とともに策定していた。もともと、2016年の新政権発足後は、SBVがSBV法の規定に基づき年間のインフレ目標を直接政府に提出する義務を負うことが明確化された。

SBVが適切なインフレ目標政策を実行するためには、制度基盤・体制整備を進める必要があり、以下のような諸課題がある。

- ① インフレ目標の設定（物価上昇率の水準・物価指数の選択等）
- ② 金融政策を行う前提となる経済分析・予測能力（経済モデルの構築を含む）の強化
- ③ 金融政策方針を実行するための金融調節手段の精緻化、その効果波及経路の研究
- ④ SBVの金融政策意図や、その背景にある経済・金融の現状分析や先行きに対する見方に関する、市場参加者を含む幅広い経済主体に対する情報発信の充実化およびコミュニケーションの強化

JICA は、2012 年よりマクロ経済・金融政策に関する SBV 幹部向け研修や DSGE（動学的確率的一般均衡）モデル構築支援、経済分析・予測に関する能力強化を実施してきた。その成果を踏まえ、ベトナム政府は、上記の課題に取り組むための SBV の金融政策・経済予測分析能力向上を目的とした技術協力を日本政府に要請した。JICA はこれを受けて、2016 年 10 月に詳細計画策定調査を実施し、2017 年 1 月に、技術支援プロジェクト「金融政策・経済分析予測能力向上プロジェクト」を実施する旨記載した討議議事録（R/D: Record of Discussions）に署名・交換を行った。

2. プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

金融政策・経済分析予測能力向上プロジェクト

（2）上位目標

適切な金融政策が持続可能な経済成長に寄与する。

（3）プロジェクト目標

適切な経済分析・予測に基づく金融政策運営能力が向上する。

（4）期待される成果

- 1) 経済分析・予測能力が強化される。
- 2) マクロ経済モデルが改良される。
- 3) 金融政策関連の分析や報告体制が強化される。

（5）活動の概要

【成果 1：経済分析・予測能力が強化される。】

活動 1-1-1：日本銀行の短観および先進国が実施する貸出サーベイやインフレ期待サーベイを含む他のビジネスサーベイについて学ぶ。

活動 1-1-2：SBV のビジネスサーベイの改良および経済分析・予測への利用について議論する。

活動 1-1-3：ビジネスサーベイの導入/改良および経済分析・予測への利用に関する提言を策定する。

活動 1-1-4：ビジネスサーベイの実施および分析にかかるトレーニング/支援を実施する。

活動 1-2-1：GDP の需要項目、国際収支およびマネー/金融関連指標について学ぶ。

活動 1-2-2：GDP ギャップとインフレーションについて学ぶ。

活動 1-2-3：早期警戒指標を含む金融安定性調査にかかる先進国の事例を学び、ベトナムへの適用可能性について議論する。

活動 1-2-4：SBV の経済分析・予測能力向上のための施策について議論する。

活動 1-2-5：経済分析・予測業務の体制を改良する施策に関する提言を策定する。

- 活動 1-2-6：経済分析・予測の改善に向けたトレーニング/支援を実施する。
- 活動 1-2-7：提言のレビュー/フォローアップを行う。
- 活動 1-3-1：経済分析・予測にかかる技術支援の業績および所見に関する幹部向けワークショップを開催する。

【成果 2：マクロ経済モデルが改良される。】

- 活動 2-1-1：直近の経済データに対するモデルのパフォーマンスを確認し、更なる改良を検討する。
- 活動 2-1-2：関連する経済変数の相互関連性を分析し、各需要項目に対する予測手法を改良する。
- 活動 2-1-3：シミュレーション結果の要約レポートを策定する。
- 活動 2-1-4：モデルの改良に向けたトレーニング/支援を実施する。

【成果 3：金融政策関連の分析や報告体制が強化される。】

- 活動 3-1-1：金融政策局の現在の役割に関する理解に基づき、技術支援の必要性が高い分野を特定する。
- 活動 3-1-2：ベトナムの金融政策のフレームワークの現状について議論する。
- 活動 3-1-3：金融政策、報告体制およびコミュニケーションに関する国際的な潮流と課題について学ぶ。
- 活動 3-1-4：金融政策関連の分析や金融政策局の報告体制を改善する施策を議論する。
- 活動 3-1-5：金融政策関連の分析や金融政策局の報告体制を改善する施策に関する提言を策定する。
- 活動 3-1-6：金融政策関連の分析や報告体制の改善に向けたトレーニング/支援を実施する。
- 活動 3-1-7：提言のレビュー/フォローアップを行う。
- 活動 3-2-1：2018 年のインフレ目標政策についての政策提言を策定する。
- 活動 3-2-2：SBV のインフレ目標政策設計を強化するためのより深い分析調査を行う。
- 活動 3-2-3：SBV におけるインフレ目標関連の政策フレームワークを改良する方法を模索する。
- 活動 3-3-1：金融政策関連の分析や報告体制にかかる技術支援の業績および所見に関する幹部向けワークショップを開催する。

(6) 対象地域

本プロジェクトは、ハノイ市にあるベトナム国家銀行において実施する。

(7) 関係官庁・機関（先方実施機関）

ベトナム国家銀行（State Bank of Vietnam）

3. 業務の目的

本業務は、ベトナム国家銀行が適切な経済分析・予測に基づいて金融政策を運営するための能力を強化し、健全な金融政策運営を通じて安定的な経済成長に貢献することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2017年1月10日にベトナム国家銀行と締結したR/Dに基づいて実施される金融政策・経済分析予測能力向上プロジェクトにおいて、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト目標・上位目標達成に向けた流れ

「2. プロジェクトの概要」に示す通り、本技術協力プロジェクトは3つの成果で構成されており、対象部局により二つの活動に大別できる。第一に、成果1および成果2に関連し、金融予測・統計局に対してサーベイの導入・改良、マクロ経済モデルの改良により経済分析・予測能力の強化を行う。第二に、成果3に関連し、金融政策局に対して分析・報告体制の改良、インフレ目標政策設計の強化により金融政策関連の分析や報告体制を強化する。金融政策運営に深く関わる上記2部局の能力強化を実現することにより、プロジェクト目標にある「適切な経済分析・予測に基づく金融政策運営能力の向上」の実現を図る。

さらに、プロジェクトで実現した適切な経済分析・予測に基づく金融政策運営が安定して継続的に実施されることにより、持続可能な経済成長に寄与することが期待され、上位目標が達成される見込みである。

(2) 業務の実施体制および技術移転の方法

本プロジェクトでは、金融予測・統計局から6名、金融政策局から2名のコアスタッフが選出されている。同コアスタッフは、SBVにおいて金融政策企画運営または経済分析・予測業務の中核を担う職員であり、本プロジェクトの活動に関する主要な支援対象者となることが予定されている（コアスタッフのメンバーリストは契約後配布予定）。2017年1月10日にSBVと締結したR/D（写しを配布予定）の添付資料「Responsibilities of Core Staff」に記載された各コアスタッフの担当事項を参照し、プロジェクト実施に当たっては、SBV国際協力局およびコアスタッフと密接に協業してプロジェクト活動を進めていく。とりわけ、コアスタッフ/SBV国際協力局との協議の結果コアスタッフ以外のSBV職員に対しても技術移転を行うことが適切と判断される活動に関しては、SBV内の部局間で調整・連携して技術移転が適切な対象に実施されるようSBV国際協力局およびコアスタッフと調整する。

なお、プロジェクトの実施管理については、SBV および本コンサルタント、ならびに必要に応じて JICA が参加するプロジェクト進捗管理の場を適宜に設けることとする。

(3) 現地作業後の報告

現地作業のため渡航した際には、作業終了後にベトナム事務所に報告を行うほか、帰国後速やかに産業開発・公共政策部に報告を行う。

(4) プロジェクト実施中のリスク管理

本プロジェクトは、以下のような実施に伴うリスクが認識されている。(詳細については、詳細計画策定結果添付のリスク管理チェックリストを参照のこと。) 業務実施に当たっては、これらも含め、案件の有効性や効率性に影響し得るリスクのモニタリングを行い未然防止に努めるとともに、リスク発生が予見・確認された際には、適時適切に JICA に報告し、対応策を検討・実施する。

- ・技術支援のために必要とされる先方実施機関の体制および配置状況の確認
(適切な金融政策、経済分析予測を行うために必要である将来的な体制整備を含む)
- ・データ授受等、先方実施機関内で技術移転の内容に関連する業務を実施する部署間の連携
- ・技術移転を行う前提を分析するために必要な実施機関作成資料(内部資料を含む)の適時適切な提供
- ・先方実施機関の幹部交替、意思決定遅延、方針変更等による活動計画の変更・遅延

(5) プロジェクトの合同モニタリング

本プロジェクトでは、技術協力の新モニタリング方式を導入する。本業務の実施に当たっては、コンサルタントは、業務開始時点のワーク・プラン協議において、R/D 署名・交換時に合意した PDM、PO の変更有無を確認するほか、1年に1回、SBV との合同モニタリングを実施し、モニタリング結果を所定のモニタリングシート(書式は R/D に添付)に記載し、JICA に報告する。モニタリング事項は、活動報告のみならず、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素を含み、従来の中間レビュー及び終了時評価で実施している工程を包括する。また、プロジェクト終了1ヶ月前までに、SBV と共に作成した事業完了報告書案を JICA に提出し、JICA のコメントを踏まえて最終化する。

なお、合同モニタリングの実施時期については、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、変更される可能性がある。

(6) 他ドナーとの連携

金融政策関連技術支援として、IMF がインフレ目標政策に関する技術支援実施を検討している。成果3のうちインフレ目標政策関連に関して具体的な活動を決定するに当たり、SBV および IMF 等他ドナーと情報共有や意見交換を行い、支援内容の重複がないよう連携するものとする。

(7) プロジェクトの柔軟性の確保

本プロジェクトでは、ベトナムのマクロ経済状況等の SBV を取り巻く環境の変化や、SBV の金融政策関連業務および経済分析・予測業務の現状によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方実施機関との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることをとする。

(8) SBV の金融政策および経済分析予測業務の実態に係る情報収集

本業務は、ベトナム国家銀行が適切な経済分析・予測に基づいて金融政策を運営するための能力の強化に資することを目的として指導・技術移転を行なう業務であることから、業務内容を実効的・実践的なものとするため、SBV の金融政策および経済分析予測業務の実態について、法制度面も含め、十分な情報収集及び分析を行い、業務内容に反映することとする。

(9) 他国の中央銀行が実施する金融政策および経済分析予測の紹介

本業務の実施に当たっては、日本銀行をはじめとした他国の中央銀行の金融政策および経済分析予測について紹介することとする。このため、本コンサルタントは、中央銀行の金融政策の企画立案・運営および経済分析予測業務に係る高い知見を有することを必須とする。

(10) 公共財政管理の視点

プロジェクトで実施する技術協力活動にあたっては 2015 年 4 月 30 日付「公共財政管理分野（PFM）における JICA 技術協力の効果的な実施のための行動規範」を踏まえ、相手国の公共財政管理制度を把握したうえで、中長期的な視点の下、先方実施機関の能力向上支援を行うこととする。

【URL】

[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/1c99f7f2a4d2250249257b1700325807/\\$FILE/JICA%20PFM%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AETA%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E7%9A%84%E5%AE%9F%E6%96%BD%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E8%A1%8C%E5%8B%95%E8%A6%8F%E7%AF%84%20150430%E6%94%B9%E8%A8%82%E7%89%88.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/1c99f7f2a4d2250249257b1700325807/$FILE/JICA%20PFM%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AETA%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E7%9A%84%E5%AE%9F%E6%96%BD%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E8%A1%8C%E5%8B%95%E8%A6%8F%E7%AF%84%20150430%E6%94%B9%E8%A8%82%E7%89%88.pdf)

6. 業務の内容

本業務は、プロジェクト協力期間全体にわたり実施することとし、以下の業務内容を想定している。コンサルタントは、国内作業及び現地作業について効果的かつ効率

的な実施工程・方法をプロポーザルで提案すること。

コンサルタントは、以下の事項を実施する。

〈全体〉

(1) ワーク・プランの作成・協議・合意

本プロジェクトにかかる R/D 等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、本業務実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プランにとりまとめる。

同ワーク・プランをもとに、ベトナム側関係者と協議、意見交換し、本業務の全体像を共有するとともに先方の合意を得る。

(2) 本邦研修の実施

現地業務を補完するため、日本において、日本銀行、大学、金融機関等での講義、視察、セミナーを行う研修をアレンジ・実施する。研修実施に当たっては、研修受講対象者を、2018 年度まで実施予定の課題別研修「金融政策・中央銀行業務」に参加させることも可能である。研修受講対象者を同課題別研修に参加させる場合、研修実施は本業務委託契約に含まれず、研修に係る経費の見積も不要である。但し、その場合にも適切な研修員候補者が選出されるよう、先方実施機関への研修趣旨説明および応募勧奨、先方実施機関や JICA ベトナム事務所との調整を行うこと。同課題別研修の参加に加えてその前後に本案件の研修員に特化した個別の研修を実施する場合や、課題別研修参加以外の研修プログラムを提案する場合は、本邦研修の概略（研修の目的、特徴、対象者内訳、研修先、プログラム等）についてプロポーザルにて提案すること。なお、見積にあたっては、2 回実施（日本を訪問）、1 回 2 週間程度（課題別研修の参加に加えて個別研修を実施する場合には 3 日間程度）、1 回の参加者 8 名程度を想定した費用を計上すること。研修実施に係る経費については、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201606_guide.pdf) に従い、見積を提出すること。

(3) 合同調整委員会の実施

2018 年第 1 四半期および 2019 年第 1 四半期に、それまでの活動およびプロジェクト期間全体の活動を総括し、ベトナム側関係者と協議、意見交換するための合同調整委員会（Joint Coordinating Committee。以下「JCC」という）を実施する。JCC では、プロジェクトの合同モニタリングも併せて実施し、所定のモニタリングシートに基づき結果を JICA に報告する。

(4) 全業務期間中を通じて、SBV の金融政策および経済分析予測業務の実態に係る

最新情報の収集・分析にあたるものとする。

- (5) 本プロジェクトの先行案件である有償資金協力専門家「ベトナム国家銀行の政策立案・運営能力向上に向けた職員能力強化支援」(2014年～2016年)では、専門家がSBVの依頼を受けて金融政策の枠組みに関する提言を総裁宛ての提言書(契約後配布)に取りまとめて提出した。本提言を踏まえて、SBV内部で改善に向けた取り組みが実施されている。本プロジェクト実施に当たっては、経済分析・予測手法の向上に向けたSBV内部での改善に向けた取り組みが引き続き実施されるよう、技術支援を通じて促すものとする。

〈成果 1-1：ビジネスサーベイ〉

- (1) 金融予測・統計局に対して、日本銀行の短観および先進国が実施する貸出サーベイやインフレ期待サーベイを含む他のビジネスサーベイについての研修を行う。必要に応じて、日本銀行等、サーベイを実際に設計・実施している先進国の機関から調査団ベースで短期専門家を派遣することを検討し、JICAと相談する。
- (2) コアスタッフによるビジネスサーベイの導入/改良に関する提言策定を支援する。また、同提言の実施状況をモニタリングし、その実施促進に必要なフォローアップ(技術支援・助言等)を行う。
- (3) 同提言に基づいて、必要なトレーニング/支援を計画し、実施する。

〈成果 1-2：経済分析・予測〉

- (1) 主にコアスタッフを対象とし、適切な経済分析・予測の実施に必要な理論、分析手法、報告体制等についての研修を行うと共に、日本を始めとする他国の事例を紹介する。
- (2) コアスタッフによる経済分析・予測業務の強化に関する提言策定を支援する。また、同提言の実施状況をモニタリングし、その実施促進に必要なフォローアップ(技術支援・助言等)を行う。
- (3) 同提言に基づいて、必要なトレーニング/支援を計画し、実施する。
- (4) 同提言の内容および提言策定に至るまでの技術支援に関するSBV幹部に向けたコアスタッフによるワークショップの開催のための支援を行う。ワークショップでは、技術支援および提言に対しての本コンサルタントの所見を発表する。

〈成果 2：マクロ経済モデル〉

- (1) 主にコアスタッフを対象とし、コアスタッフによるモデルの改良に必要な指導をハンズオンで行う。また、必要に応じて、背景となる理論や分析手法に関するレクチャーを行う。
- (2) コアスタッフによるモデルを用いたシミュレーション結果の要約レポート策定を支援する。また、同レポートのSBV内外での活用および関係者の受け止め方をモニタリングし、必要に応じてレポートの有効活用に関する助言を行う。

(3) 上記(2)を踏まえてモデルの改良に必要なトレーニング/支援を計画し、実施する。

(4) 本プロジェクトの先行案件である有償資金協力専門家「ベトナム国家銀行の政策立案・運営能力向上に向けた職員能力強化支援」(2014年～2016年)では、本プロジェクトでも継続して実施するマクロ経済モデルの改善に関して、「モデルを今後より実用的なものにしていくためには、データのアベイラビリティの改善、(職員の)ベトナム経済に関するマクロの理解を深めること、金融予測・分析局の分析作業の見直しが必要」と案件終了時に提言されている。技術支援にあたっては、本提言を考慮した支援/指導内容を企画すること。

<成果 3-1：金融政策関連の分析・報告体制>

(1) コアスタッフによる金融政策関連の分析・報告体制の強化に関する提言策定を支援する。また、同提言の実施状況をモニタリングし、その実施促進に必要なフォローアップ(技術支援・助言等)を行う。

(2) 同提言に基づいて、必要なトレーニング/支援を計画し、実施する。

(3) 同提言の内容および提言策定に至るまでの技術支援に関する SBV 幹部に向けたコアスタッフによるワークショップの開催のための支援を行う。ワークショップでは、技術支援および提言に対しての本コンサルタントの所見を発表する。

<成果 3-2：インフレ目標政策>

(1) SBV は 2017 年 7 月までに 2018 年のインフレ目標政策について提言を策定する必要がある。SBV は本政策提言策定にむけた支援を要請していることから、業務開始後、速やかに本要望に対応するための支援を行う。

(2) 上記(1)の提言を踏まえ、SBV のインフレ目標政策設計を強化するためのコアスタッフによるより長期的な分析調査を支援する。加えて、SBV におけるインフレ目標関連の政策フレームワークを改良する方法をコアスタッフが検討するために必要となる理論、分析手法等についての助言を行うと共に、議論を促進する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は業務計画書、ワークプラン、Monitoring Sheet、事業完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	和文：5 部
ワーク・プラン	業務開始から約 1 カ月後	英文：5 部

Monitoring Sheet Ver. 1	業務開始から約13ヵ月後	英文：5部
業務進捗報告書 1	業務開始から約13ヵ月後	和文：5部
Monitoring Sheet Ver. 2	業務開始から約25ヵ月後	英文：5部
業務進捗報告書 2	業務開始から約25ヵ月後	和文：5部
事業完了報告書	契約終了時	和文：5部 英文：5部 CD-R：3枚

事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

1) 業務計画書/ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

※ワーク・プランについては、カウンターパートとの合意をもって完成とする。

2) Monitoring Sheet 記載項目（案）

- a) Progress
- b) Delay of Work Schedule and/or Problems (if any)
- c) Modification of the Project Implementation Plan
- d) Preparation of Government of Vietnam for promoting sustainability of the Project after its completion

2) 事業完了報告書記載項目（案）

以下の項目について記載する。なお、小項目および添付資料については2017年1月

10日にSBVと締結したR/D(写)を参照のこと。

- a) Basic Information of the Project
- b) Results of the Project
- c) Results of Joint Review
- d) For the Achievement of Overall Goals after the Project Completion

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成または作成を支援する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、業務工程計画に沿って各資料を作成次第、遅滞なく提出することとする。

- 1) 研修教材
- 2) 成果1関連の活動で作成した①経済分析・予測業務の体制を改良する施策に関する提言および②ビジネスサーベイの導入/改良および経済分析・予測への利用に関する提言、ならびに成果3関連の活動で作成した③金融政策関連の分析や金融政策局の報告体制を改善する施策に関する提言、④適切なインフレ目標を設定するための施策に関する提言
- 3) 2)の提言を受けたモニタリングおよびトレーニング等技術支援に関する計画書
- 4) その他SBVの要望に応じ作成したその他の資料

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗
- イ 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

以下の期間において業務を実施する。

2017年3月下旬～2020年4月中旬

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

約22M/M

（2）業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 総括／金融政策（1号）

イ マクロ経済分析・予測（2号）

ウ マクロ経済モデル

なお、成果1におけるビジネスサーベイに関する活動は、調査団派遣により技術移転を行うことを検討している。

3. 対象国の便宜供与

2017年1月10日にSBVと締結したR/Dに記載された以下の項目が確認されている。

（1）先方実施機関職員

（2）プロジェクト用執務室等、業務に必要な施設および設備

（3）医療サービスに関する情報提供及びサポート

（4）ビザ取得に関するサポート

（5）プロジェクトに関連するデータおよび情報

（6）プロジェクト運営に要する諸経費

4. 貸与資料

以下の資料を産業開発・公共政策部より貸与。

ベトナム国「ベトナム国家銀行の政策立案・運営能力向上に向けた職員能力強化支援」（有償勘定技術支援）業務完了報告書

・2017年1月10日にSBVと締結したR/D（写）

・詳細計画策定結果（案件概要表及びリスク管理チェックリストを含む）

以下についてはJICAウェブサイトからダウンロード

- ・2015年4月30日付「公共財政管理（PFM）分野における JICA 技術協力の効果的な実施のための行動規範」

【URL】

[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/1c99f7f2a4d2250249257b1700325807/\\$FILE/JICA%20PFM%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AETA%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E7%9A%84%E5%AE%9F%E6%96%BD%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E8%A1%8C%E5%8B%95%E8%A6%8F%E7%AF%84_20150430%E6%94%B9%E8%A8%82%E7%89%88.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/1c99f7f2a4d2250249257b1700325807/$FILE/JICA%20PFM%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AETA%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E7%9A%84%E5%AE%9F%E6%96%BD%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E8%A1%8C%E5%8B%95%E8%A6%8F%E7%AF%84_20150430%E6%94%B9%E8%A8%82%E7%89%88.pdf)

連絡先 JICA 産業開発・公共政策部 行財政・金融チーム
担当 木村有希 電話 03-5226-8034 メール Kimura.Yuki.2@jica.go.jp

5. 安全管理

コンサルタントは、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地での留意事項については、海外安全ホームページ及び JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA ベトナム事務所と常時連絡が取れる体制を取り、現地作業時に緊急連絡網を JICA ベトナム事務所に提出し、JICA ベトナム事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

なお、現地業務に先立ち渡航予定者全員を「たびレジ」に登録すること。

6. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

7. その他留意事項

- ・本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。
- ・本業務の実施を通じて得た SBV の金融政策および経済分析予測業務の実態に係る情報については、その秘匿性に鑑み、情報の取り扱いには細心の注意を払うこと。
- ・業務実施上の必要に応じ、翻訳要員およびベトナムでの現地作業実施時に通訳要員を雇用することを認める。雇用に係る経費は、本見積りに含めること。
- ・本業務において作成した研修資料の著作権については、別途 SBV、本コンサルタント、JICA にて取扱いを決定することとする。

以上